

**平成 27 年度和歌山県計画に関する
事後評価**

**令和 4 年 11 月
和歌山県**

3. 事業の実施状況

平成27年度和歌山県計画に規定した事業について、令和3年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	I-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.1 (医療分)】 病床機能の分化・連携のための施設設備整備等	【総事業費】 730,697 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮	
事業の実施主体	医療機関、和歌山県	
事業の期間	平成 27 年度医療介護提供体制改革推進交付金交付決定後～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高度急性期から急性期、回復期、在宅医療に至るまで、患者の症状に応じた適切な医療が提供されるよう、将来の医療需要にふさわしいバランスの取れた病床再編を行うため、病床機能の転換等を推進する。 アウトカム指標： 地域医療構想において必要となる病床数 ・全病床（一般病床及び療養病床） 12,540 床（H26）→ 9,506 床（R7） ・うち、回復期病床 1,171 床（H26）→ 3,315 床（R7）	
事業の内容（当初計画）	急性期機能から回復期機能への転換等を行う医療機関に対し、当該転換等のために必要な施設・設備整備を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	必要整備量に対する平成 27 年度基金での整備予定数 ・病床削減 333 床 ・回復期整備 233 床	
アウトプット指標（達成値）	病床削減 137 床、回復期整備 191 床、高度急性期整備 5 床 【H28】病床を廃止した上で、介護サービスの確保に寄与する施設に転換 1 医療機関（17 床廃止） 【H29】急性期病床から回復期病床に転換 5 医療機関 191 床（うち 1 医療機関は H28 からの 2 ヶ年事業） 【R1】過剰な病床を削減し、医療提供体制の充実に資する施設に転換 3 医療機関（59 床廃止） 【R2】過剰な病床を削減し、医療提供体制の充実に資する施設に転換 3 医療機関（32 床廃止） 【R3】急性期病床から高度急性期病床に転換 1 医療機関（5 床整備 19 床廃止）、病床廃止に伴う施設処分 1 医療機関（10 床廃止）	

事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全病床（一般病床及び療養病床） 12,540床（H26）→ 11,545床（R3） ・うち、回復期病床 1,171床（H26）→ 2,367床（R3）
	<p>（1）事業の有効性 不足する医療機能への病床機能転換支援にあたっては、地域医療構想調整会議の合意を要件とするなど、医療機能の分化・連携を地域の医療関係者の理解のもと進める仕組みを構築し、確実に転換支援を実施できている。</p> <p>（2）事業の効率性 病床機能転換等に係る施設等整備にあたっては、各医療機関において入札等を実施することとしており、コストの低下を図っている。</p>
その他	

事業の区分	I-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.2 (医療分)】 がん診療施設設備整備	【総事業費】 606,697 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内のがん治療水準の均てん化を進め、がんによる死亡率を低下させるとともに、がん治療の入院期間の短期化を図り、限られた急性期機能の集約化と、急性期・回復期機能の分化・連携を促進し、地域医療構想に定める質の高い医療提供体制を構築する必要がある。	
	アウトカム指標： がん年齢調整死亡率（75 歳未満） 82.2 (H26) → 68.5 (R5)	
事業の内容（当初計画）	がん診療及び治療を行う病院の設備整備について、補助を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	医療機器整備を行う病院数 7 箇所（H27）、6 箇所（R1）、6 箇所（R3）	
アウトプット指標（達成値）	医療機器整備を行った病院数 8 箇所（H27）、8 箇所（R1）、11 箇所（R3）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： がん年齢調整死亡率（75 歳未満） 72.5 (R2)	
	<p>(1) 事業の有効性 がんによる死亡率が全国で 12 番目に高く（R2※）、高率・高順位で推移している本県において、予防施策等と合わせて行うがん治療を実施する医療施設の設備整備を支援し、がん治療の体制整備を図ることができた。（※出典：国立がん研究センターがん情報サービス）</p> <p>(2) 事業の効率性 設備整備にあたって、各医療機関において入札等を実施することにより、コストの低下を図った。</p>	
その他		

事業の区分	II. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.4（医療分）】 重症心身障害児等在宅医療等連携体制整備	【総事業費】 77,834 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮	
事業の実施主体	社会福祉法人（委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療的ケア児等が全国的に増加しているが、地域で在宅医療を受けながら安心して生活するための社会資源や支援者の連携体制が十分ではないため、支援に関する機関の連携体制構築と支援に携わる者の人材育成が必要。 アウトカム指標： 医療的ケア児等の協議の場に医療的ケア児等コーディネーターを配置 1 人	
事業の内容（当初計画）	事業の委託を受けた社会福祉法人等が在宅で生活する障害児(者)に対して実施する在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導事業	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導 年 4000 回以上	
アウトプット指標（達成値）	在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導 5334 回（H30）、4238 回（R3）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 協議の場への医療的ケア児等コーディネーター配置 1 人 （1）事業の有効性 支援に係る関係者のネットワークを構築することができ、各圏域内において基幹病院から退院してくる障害児(者)の情報交換、必要な社会資源の共通理解を持つことができるようになった。 （2）事業の効率性 地域の核となる社会福祉法人等に事業を委託することにより、コストの低減を図り、効率的に地域性を考慮した連携体制をとることができた。	
その他		

事業の区分	IV. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.10（医療分）】 看護職員届出制度の義務化に伴う登録システムの運用	【総事業費】 13,531 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮	
事業の実施主体	和歌山県看護協会（委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 □継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行や疾病構造の変化などにより多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる看護職員数の確保が必要。 アウトカム指標： 潜在看護職員の年間再就業数 20 人／年	
事業の内容（当初計画）	看護師等免許保有者の届出制度についての周知を行うとともに、日本看護協会、ハローワーク、サテライトと連動したナースセンターシステムを利用して登録者への情報提供を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	免許保有者の登録数 2,400 人	
アウトプット指標（達成値）	免許保有者の登録数 1,261 人 134 人(H27)、213 人(H28)、155 人(H29)、182 人(H30)、 136 人(R1)、208 人(R2)、233 人 (R3)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 潜在看護職員の年間再就業者 24 人 (H30)、43 人 (R1)、78 人 (R2)、74 人 (R3) (1) 事業の有効性 法改正により努力義務化された看護師等免許保有者で未就業のものからの届出を登録するシステムを運用し、潜在看護職員を把握することにより、看護職員の確保につながっている。 (2) 事業の効率性 県看護協会へ委託することにより、事務が簡素化され、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

3. 事業の実施状況

平成27年度和歌山県計画に規定した事業について、令和3年度終了時における事業の実施状況を記載。

(事業区分3：介護施設等の整備に関する事業)

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【NO.27】 和歌山県介護施設等整備事業	【総事業費】 － 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	市町村、法人	
事業の期間	平成27年4月1日～令和6年3月31日 ■継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：2035年度までに施設（民間高齢者施設を除く）17,500床を確保（要介護認定者数の23.6%程度）	
事業の内容（当初計画）	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。 ②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。 ③介護施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金に対して支援を行う。 ④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。 ⑤介護職員の宿舎施設整備に対して支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。 ・地域密着型サービス施設等の整備 20カ所 ・施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 1,009床（カ所） ・介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修 1施設 ・介護職員の宿舎整備 1施設	
アウトプット指標（達成値）	<平成27年度> ・施設等の開設、設置に必要な準備経費支援 138床（ヶ所） <平成28年度> ・地域密着型サービス施設等の整備 7ヶ所 ・施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 391床（カ所）	

	<p><平成 29 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス施設等の整備 5ヶ所 ・施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 109 床 (カ所) <p><平成 30 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス施設等の整備 1ヶ所 ・施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 58 床 (ヶ所) <p><令和元年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス施設の整備 令和元年度中の完成なし <p><令和 2 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス施設の整備 6ヶ所 ・施設等の開設・設置に必要な準備経費支援 181 床 (カ所) ・介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修 1 施設 ・介護職員の宿舎整備 1 施設 <p><令和 3 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス施設の整備 令和 3 年度中の完成なし
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：2035 年度までに施設（住宅型の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を除く）16,600 床を確保（要介護認定者数の 20.4%程度） → 令和 3 年度末 14,252 床（要介護認定者数の 18%）</p> <p>(1) 事業の有効性 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することは、非常に重要である。</p> <p>(2) 事業の効率性 第 8 次介護保険事業支援計画に基づき、圏域ごとに必要なサービスについて協議を行い、効率的な施設整備を行うことができた。</p>
その他	